平成２６年（フ）第１５３号
徳島県小松島市田野町字本村164番地の５
債務者　野田マチ子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４２号
愛媛県伊予市大平甲1288番地８
債務者　田村あや子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3165番地11
債務者　岩永　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
佐賀県小城市牛津町勝1355番地32　コーポ牛津Ａ－３
債務者　原田　翔太
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
佐賀県鳥栖市大正町820番地12　ＩＴ鳥栖ビル601
債務者　食堂たなかこと　田中　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
佐賀県鳥栖市大正町820番地12　ＩＴ鳥栖ビル601
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
佐賀県伊万里市大坪町乙2941番地
債務者　池田　理喜
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙354番地３
債務者　岩松　龍司
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９７号
佐賀県杵島郡白石町大字牛屋379番地１
債務者　大川内春代
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第７５号
宮城県大崎市田尻沼部字新堀前５番地７
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
秋田市将軍野堰越８番４―308号
債務者　堀　　京子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２号
秋田県由利本荘市水林１番地２
債務者　佐藤　恵子（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２０７号
千葉県野田市上花輪806番地の９
債務者　若松　正人
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０１号
千葉県松戸市小金原９丁目28番地の１　第２湯浅マンション207号
債務者　並木扶美子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０２号
千葉県松戸市小金原９丁目28番地の１　第２湯浅マンション207号
債務者　小原イネヨ
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１号
石川県加賀市山中温泉上原町２丁目123番地２
債務者　墨屋　俊男
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３４号
滋賀県長浜市国友町420番地
債務者　岡田　哲郎
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
福岡県飯塚市若菜99番地５　リバーサイド川奈105、前住所福岡県直方市大字山部616番地165
債務者　山崎　　伸
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部